

第6 業務報告

1 苦情相談受付状況報告

(1) 目的等

この報告は、行政の適正な運営に資するため、労働者供給事業に係る苦情相談受付状況を把握するものであり、都道府県労働局は、毎年1月末日までに、前年の1月1日から12月末日までの労働者供給事業に係る状況を、様式第19号「苦情相談受付状況報告」により、厚生労働本省あて報告すること。

(2) 方法

イ 労働者供給事業に係る各公共職業安定所及び都道府県労働局の苦情相談窓口において受け付けた苦情相談については、その都度様式第20号「苦情相談記録票」により記録し、当該公共職業安定所及び都道府県労働局において保管すること。

ロ 苦情相談受付状況報告（様式第19号）については、公共職業安定所長は、毎年、都道府県労働局職業安定部長（又は需給調整事業部長）に対し、苦情相談受付状況報告（様式第19号）と同様の内容の報告を行うこととし、当該報告を受け付けた都道府県労働局職業安定部長（又は需給調整事業部長）は、毎年1月末日までに、労働局受付分も含めて、当該報告を取りまとめ、苦情相談受付状況報告（様式第19号）により、厚生労働本省あて報告すること。

2 指導状況報告

この報告は、行政の適正な運営に資するため、労働者供給事業に係る指導状況を把握するものであり、都道府県労働局は、毎年1月末日までに、前年の1月1日から12月末日までの状況を、様式第21号「労働者供給事業指導状況報告」により、厚生労働本省あて報告することとする。